

全国介護保険担当課長会議資料についての
Q & A 【3月12日版】

問 124 重点化に伴い、現在の待機者はどのように取り扱えばよいか。要介護 1 及び 2 の方でやむを得ない事情に該当しない方については、申込みを取り下げる必要があるのか。

(答) 「全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A【10 月 22 日版】(10 月 24 日修正)」問 1 4 をご参照いただきたい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 125 平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した者が要介護 1・2 に変更になった場合、特例入所の要件に該当しなければ退所になるとのことだが、退所までの期間や対象者に対する支援など施設が果たす役割等について、何か基準が示される予定はあるのか。

(答) 退所者に対する施設が果たす役割について新たに基準を示す予定はないが、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)」第 7 条第 6 項及び第 7 項、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)」第 134 条第 6 項及び第 7 項において、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行う必要があり、また、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない旨を規定しているところ。

なお、現行においても、要支援 1 や 2 に改善した際は退所することとなるが、その場合における取り扱いと同様に対応していただきたい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 126 10月22日付けQ&A問7によると、平成27年4月1日以降の特養入所者のうち、要介護3で入所した者が更新等により要介護1・2になった場合には、特養を退所する取扱いとなる（やむを得ない場合は可）ということであるが、そうなった場合、家族は施設に対して要介護3から軽度にならないよう本人の自立に向けた取組を控えてほしいと希望する傾向が増加するのではないか。

（答） 居宅における生活への復帰を念頭に置いて、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするについては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」第1条の2第1項、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第130条第1項で示す基本方針に規定されているところであり、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険制度における指定事業者として、ご家族にも理解が得られるよう説明することが必要である。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、サービスの内容を含めた施設の運営に関する重要事項について説明を行い、同意を得なければならないとされていることに留意されたい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係（内線3971）

問 127 特例入所の要件として①～④が示されているが、例えば、①認知症であれば、日常生活自立度Ⅲ以上など、より具体的な要件を示す予定はないか。

（答） 特例入所の判断にあたっては、今回通知において考慮すべき事情を示してはいるものの、実際の特例入所の要件に該当するか否かの判定に際しては、それぞれの対象者が「居宅において日常生活を営むことが困難」か否かを総合的に検討する必要があると考えており、お示しした以上の子細な要件を国から示す予定はない。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係（内線3971）

問 128 指針 1 - (2) - ①の「入所判定対象者の選定について」は、特養の入所対象者について、「要介護 3～5」及び「要介護 1、2 の特例入所の対象者」を並列扱いとして指針に明記すれば良いと言う事でしょうか

(答) 貴見のとおりである。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 129 指針 2 - (2) には、特例入所の判定について考慮する事情が 4 つ列記されていますが、新たに考慮する事情を加えても良いのでしょうか？

(答) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設について中重度者を支える施設としての機能に重点化するために介護保険法の改正がなされ、要介護 1 又は 2 である場合については、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情がある場合に限ることとした制度改正の趣旨と踏まえ、各自治体の判断で全く新たな要件を追加することは不適當であると考えている。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 130 特例入所の判定について、勘案事項に準じた状態を複数抱えている方についても勘案事項として考慮しても良いでしょうか？

(答) 「準じた」の意味するところが明らかではないが、特例入所の要件に該当するか否かにおいて考慮すべき事項の複数に該当する要介護 1、2 の方である場合には、特例入所の要件に該当するものと考えている。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 131 「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」の改正案で、2（3）①に「施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとすること。」とある。どの程度の記載を求めることを想定しているのか。

(答) 認知症、障害、虐待の恐れ等に関する情報のほか、少なくとも、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について(平成26年老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)3. 入所の必要性の高さを判断する基準について」に記載する内容と同程度の情報が必要であると考えている。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線3971)

問 132 市町村に求められる意見とは、別紙「指針の作成・公表に関する留意事項」の2. 入所判定対象者の選定についての(2)①～④のいずれかに該当することなどについての意見ということでよいか。また、文書で意見表明する際の様式等は示されるのか。

(答) 意見の内容については、貴見のとおりである。また、様式等を定める予定はない。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線3971)

問 133 指針2-(3)には、特例入所が認められる場合の扱い(手続き)について4つ列記されていますが、施設と保険者市町村との必要な情報共有等ができていれば、2-(3)-④の手続きは行わなくても良いという理解で良いのでしょうか？

(答) 施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、2-(3)で示した内容と異なる手続きとすることを妨げるものではない。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線3971)

問 134 制度改正に基づき特養入所対象者が変更になるということの説明責任は、入所を判断する特養にあるという理解でよろしいでしょうか？

(答) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険制度における指定事業者として、入所申込者等に対し、施設の提供するサービス内容やその利用料等を説明する中で、介護保険制度一般についての説明を行う必要があると考えるが、介護保険の保険者である市町村等におかれても、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者が原則として要介護3以上となることを含め、今般の介護保険法の改正内容につき、住民に対する周知や説明を行うことが求められるものと考えている。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線3971)

P. 203 【特別養護老人ホームへの特例入所について】

問 135 特別養護老人ホームへの特例入所について市町村が施設に意見を表明するに当たり、要介護認定時に使用した認定調査票および主治医意見書の情報を参考にすることは許されるか。また、要介護認定時に使用した主治医意見書を参考に意見を表明する場合に、再度主治医の同意を得る必要はあるのか。

(答) 入所申込者の同意を得たうえであれば差し支えないが、要介護認定時や主治医意見書の作成時から日数が経っている場合等には、改めて情報収集することが望ましいと考えている。なお、主治医の同意については、あくまで自治体の意見作成のための一参考として使用する場合は不要である。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線3971)

問 136 市町村の適切な関与の④に「保険者である市町村に意見を求めることが望ましい」とあるが、広域連合を組んでいる場合、この市町村とは、広域連合のことか、構成市町村のことか。実態を把握しているのは市町村のため、市町村が適当と考えるが、どうか。

(答) 広域連合の担う役割については、個別の広域連合により異なるところであるが、仮に、御質問の事例のように入所申込者の状況等について把握しているのが構成市町村であるならば、貴見のとおりである。他方で、施設との間で混乱が生じないようにする観点から、必要であれば、施設の入所に関する指針においてその旨を明記する等の工夫を行っていただきたい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係（内線 3 9 7 1）

問 137 特例入所の対象者が考慮事項のグレーゾーンの場合、施設入所の最終決定は施設判断であるということによいか。

(答) 貴見のとおりであるが、要介護 1 及び 2 の方の特例入所の判断には、透明性及び公平性が求められることから、入所申込者の居宅における日常生活の状況等について、市町村と施設との間で必要な情報の共有等が行われていることが必要である。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係（内線 3 9 7 1）

問 138 施設に意見を求められた場合、聴取内容で意見を表明することになるが、特に意見がなければ「意見なし」の回答もありか。

(答) ご指摘のように、「特に意見がない」のであれば、それ以外の回答は難しいものと考えられる。なお、「全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A【10 月 22 日版】(10 月 24 日修正)」問 10 もご参照いただき、事後的に混乱を招くことのないようご留意願いたい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係（内線 3 9 7 1）

問 139 ①～④に明らかに該当する場合は、市町村に意見を求める必要はないと考えてよいか。

(答) 市町村に意見を求めるか否かについては、対象者の状況等に応じて個別に判断いただいて差し支えないが、明らかに要件に該当するか否かの判断基準についてあらかじめ関係者等とよく調整しておくことが望ましい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 140 ①～④に明らかに該当するか否かの意見を求められた場合、施設が収集した情報をもって判断すれば足りるか。市町村が何らかの聞き取り等を行わなければならないか。

(答) 意見表明をするに十分な情報の共有がなされている事案であれば差し支えないが、個別の事案毎に適切にご判断いただきたい。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)

問 141 B市の特養に入所される場合にもA保険者市町村がB市の特養から意見を求められれば意見を表明する必要があるのか。

(答) 保険者市町村として、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえつつ、施設に対して適宜意見を表明できるものである。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3 9 7 1)